

「金沢港利用促進協議会」発会趣意書（案）

近年、物流の2024年問題をはじめ企業を取り巻く国内外の物流環境は一層厳しさを増しているほか、物価上昇や中東地域をめぐる情勢、更には能登半島地震や豪雨による被害の影響に対しても注視が必要となっている。

また、地域の国際物流拠点である金沢港では、県が金沢港将来ビジョンを取りまとめ、未来に向けて大きく進み始めようとしている。

このような中、物流の課題解決に金沢港を活かすべく、金沢港の利用者が自らの発意で金沢港の利用を促進するための活動を行い、利便性向上と利用拡大を目指すことを目的に「金沢港利用促進協議会」を立ち上げることとする。

当協議会は、金沢港の利用者が自らの発意で金沢港の利用を促進するための活動を行い、もって重要港湾金沢港のより一層の発展と利便性の向上を図ることを目的とする。

また、当目的を達成するため、金沢港利用に関するサポート活動の推進や荷主相互の協力の推進、利便性向上のための提言及び要望などの活動を行う。

金沢港利用促進協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は「金沢港利用促進協議会」（以下「促進協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 促進協議会は、金沢港の利用者が自らの発意で金沢港の利用を促進するための活動を行い、もって重要港湾金沢港のより一層の発展と利便性の向上を図ることを目的とする。

（活動）

第3条 促進協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- （1） 金沢港利用に関する啓蒙、周知活動及び荷主へのサポート活動の推進
- （2） 金沢港利用や物流改善に関する荷主相互の協力の推進
- （3） 金沢港の利便性向上のための提言及び要望活動
- （4） その他第2条の目的を達成するために必要な活動

（会員）

第4条 促進協議会の会員は、その主旨に賛同する、荷主企業、物流企業、行政機関、その他港湾関係者によって構成する。

（会長）

第5条 促進協議会の会長は、一般社団法人金沢港振興協会の会長がこれを行い、議長となる。

（事務局）

第6条 促進協議会は、一般社団法人金沢港振興協会内に事務局を置く。

（事務局の職務）

第7条 事務局は会長の名により促進協議会を召集し、協議会の取りまとめを行う。

（経費）

第8条 促進協議会の運営に関する経費は、会費及びその他の収入を持ってあてる。

（会計年度）

第9条 促進協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（補則）

第10条 この規約に定めるもののほか、促進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和7年1月23日から施行する。

事業計画（案）

2024年問題が現実となり、貨物輸送力の低下が懸念されるほか、物価上昇や中東地域をめぐる情勢、更には、能登半島地震や豪雨による被害の影響に対しても注視が必要となる中、荷主自らが声をあげ、マイポートとなる金沢港の更なる利便性向上を図るとともに、物流の効率化と荷主相互の協力の推進を図り、もって荷主企業の国際競争力の強化に寄与するため、次の事業を実施する。

1. 金沢港利用に関する啓蒙、周知活動及び荷主へのサポート活動の推進

- ① 物流実務担当者を対象とした物流改善に向けたセミナーや勉強会の開催
- ② 物流に関する専門家派遣と物流改善の提案

2. 金沢港利用や物流改善に関する荷主相互の協力の推進

- ① コンテナのラウンドユースなど企業の垣根を超えた連携の推進

3. 金沢港の利便性向上のための提言及び要望活動

- ① 船会社との意見交換